

■ 第5回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和2年10月27日（火）午後2時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館9階

新潟地方気象台会議室

（事務局）

ただいまから第5回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、公益委員の長谷川委員と鈴木委員が所用により欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項により本審議会は成立しております。

なお、本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴希望の申出がなかったことをご報告いたします。

最初に、阿部局長よりご挨拶を申し上げます。阿部局長お願いします。

（局 長）

皆さん、こんにちは。新潟労働局長の阿部でございます。9月1日付けで着任しました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、今年度の第5回の審議会にご出席賜りまして、本当にありがとうございます。本年、県最賃につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で、中央最低賃金審議会の目安が示されないという状況下でご審議をいただいたところでございます。委員の皆様方には、大変ご苦勞をおかけしたところでございます。ご努力によりまして、プラス1円の831円ということで全会一致ということで、ご理解いただいたこと、本当にご尽力感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

また現在、ご審議をお願いしております、特定最賃の改正につきましても、時間制約等ある中、また過密な日程の中でのご審議をいただいておりますことに、本当に感謝申し上げたいと思います。

本日は、特定最賃の各種商品小売業の最低賃金の改正の必要性について、小委員会の報告ということでございます。皆様におかれましては、引き続きご尽力、ご協力いただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（事務局）

それでは、以後の議事進行につきましては、永井会長にお願ひいたします。

(会 長)

それでは、議事に入ります。議題の新潟県各種商品小売業最低賃金の必要性の有無についての審議に入ります。この件につきましては、8月21日開催の第4回本審議会におきまして、検討小委員会を設置して、そこに付託するということにいたしました。その小委員会において、慎重に検討を重ねていただきました検討結果について、小委員会委員長からご報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(木南委員)

お手元に机上配付しております報告書をご覧ください。報告書の要旨を述べ上げさせていただきます。

報告書 令和2年10月27日 新潟地方最低賃金審議会 会長 永井雅人殿

新潟地方最低賃金審議会 検討小委員会（新潟県各種商品小売業） 委員長 木南直之

当委員会は、貴職から調査審議を命ぜられた、令和2年7月28日新労発基 0728 第1号により貴会に諮問のあった新潟県各種商品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号）の改正の必要性の有無について、調査審議を行った結果、委員全員の一致により、本報告書の通りの結論に至ったので報告する。

2ページ目は、審議の経過でございます。本委員会は、6回開催しました。委員に調査審議にかかわった委員、および意見陳述を行いました関係労使は2ページにお伝えのとおりですので、ご覧いただきたいと思っております。

引き続きまして、3ページ目。これは、労働者代表委員の主張および関係労働者意見の要旨でございます。労働者代表委員の主張につきましては、1から6の主に6点。そして、関係労働者の意見陳述は5名からありました。それぞれ、要約して記載しておりますので、ご参照ください。

引き続きまして、5ページ目、6ページ目は、使用者代表委員の主張および関係使用者の意見の要旨でございます。使用者のご意見としましては、1から7にあるように、主に7点。そして、関係使用者の意見陳述につきましては、2名から意見を聴取しましたので、ないしは意見書の提出がありましたので、その要旨を6ページに記載しております。

そして、7ページ目、結論の部分でございます。

1、貴会においては、令和2年7月28日新労発基 0728 第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき新潟労働局長より諮問のあった新潟県各種商品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号）の改正決定の必要性の有無について、次項に掲げる付帯決議をすることを条件として、「改正決定することを必要と認める」と決定し、これを新潟労働局長に対し、答申すべきである。

2、貴会においては、前項の答申をするに際し、次に掲げることを内容とする付帯決議を行い、その決議内容について、委員の共通理解を図るべきである。

新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性の有無の答申に際しての付帯決議。

これは一応案ということになりますので、そこ書いておりませんでして申し訳ございません。案でございます。

1、新潟県各種商品小売業最低賃金を改正決定することを必要と認める答申は、関係労使の委員で構成される新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催し、その関係労使のイニシアチブにより、その合意をもって、新潟県各種商品小売業最低賃金の金額決定することを求める趣旨のものであって、金額引上げを前提とするものではなく、据置きという結論もありうることを確認する。

2、新潟地方最低賃金審議会検討小委員会（新潟県各種商品小売業）において、現在の新潟県各種商品小売業最低賃金額 842 円の水準が妥当であるかについても、一通り調査審議を行った経緯に鑑みれば、この小委員会における審議状況も審議に活用し、新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会による審議は、特段の事情がない限り、1回の会議で結論を導くことを求める。

3、従前、新潟地方最低賃金審議会においては、特定最低賃金の金額改正の審議において、全会一致以外での決議がないことを強く留意し、新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会においては、従前の改正審議以上に全会一致により結論を見出すことを強く求める。

4、今後、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議が求められた際は、今回の結論を前提とはせず、可能な限り関係労使の参加を求め、広範な観点から改めて慎重に審議し、全会一致で結論を見出すべく努力すべきである、ということになりますので、当小委員会の結論としましては、諮問に対する答申の内容としては、改正決定することを必要と認める。ただし、それと同時に、今お話ししました付帯決議を新潟県地方最低賃金審議会として付帯決議していただきたいということが、小委員会としての全員一致での結論となりましたので、報告いたします。

（会 長）

どうもありがとうございました。関係検討委員の皆様、長期間にわたりまして、大変熱心にご検討いただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、ただいま、木南委員長長の報告に対しまして、ご質問やご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま、木南委員長よりご報告がありました、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性について、につきましては付帯決議を行うことを含めて、本審議会の結論

とし、その旨を答申することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、答申いたします。事務局、答申文を準備してください。

(準備中)

(会 長)

それでは、答申文を事務局から読み上げてもらいます。お願いいたします。

(指導官)

読み上げます。

令和2年10月27日 新潟労働局長 阿部充殿

新潟地方最低賃金審議会 会長 永井雅人

新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申。

当審議会は、令和2年7月28日付けをもって、最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった、標記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記、改正決定することを必要と認める。

(会 長)

ただいま、読み上げましたとおりに答申をいたします。

それでは、新潟県各商品小売業最低賃金改正決定の必要性の有無についての答申でございます。必要性ありと認めます。

(事務局)

それでは、ただいま答申をいただきました「新潟県各種商品小売業最低賃金」の改正決定について、局長から諮問させていただきます。

(局 長)

諮問をさせていただきたいと思います。

新労発基1027第3号令和2年10月27日新潟地方最低賃金審議会会長 永井雅人殿。

新潟労働局長 阿部充。

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記、新潟県各種商品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号）。

よろしくお願いいたします。

(会 長)

承りました。

(室 長)

それでは、委員の皆様にご挨拶の写しを配付させていただきます。

(会 長)

よろしいでしょうか。ただいま、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、諮問を受けました。改正の内容につきましては、専門部会を設けて調査審議を行うこととなりますが、その進め方について事務局より説明をお願いいたします。

(室 長)

私から、専門部会の進め方について説明させていただきます。今後の審議の進め方について説明いたします。

ただいま、改正決定の必要性ありとの答申をいただきました各種商品小売業につきましては、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づき専門部会を設置するために、本日 10 月 27 日もしくは明日 28 日に専門部会委員の推薦公示をいたしますと、推薦期限は 2 週間後の 11 月 11 日もしくは 12 日頃の予定でございます。専門部会委員を委嘱させていただいたあとは、日程調整のうえ、早くても 11 月末、もしくは 12 月に入ってしまうかもしれません。年末の忙しい中の日程調整となりますが、できれば委員全員の出席を目指して調整をさせていただきます。

(会 長)

ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

(木南委員)

先ほど報告いたしました、検討小委員会の委員長として、一言お願いがございます。先ほど、当委員会と審議会におきまして付帯決議がなされました。この付帯決議の内容、すなわち、最終的には各種商品小売業最低賃金は、その関係労使のイニシアチブにより、最低賃金専門部会で決定すべきことではあります。当審議会におきましては、引き上げを前提とするものではなく、据置きという結論もあり得ること。そして、特段の事情がない限り、1 回の会議で結論を導いてもらいたいこと。そして、従来の改正審議以上に全会一致で結論を導いてもらいたいこと。これを付帯決議しましたので、専門部会の委員の方々、関係労使で構成されるわけですが、本審の委員の皆様方におかれましても、この付帯決議の内容をそうした委員の方々にご周知いただき、ご理解賜りますようお願い願えればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会 長)

ほかに、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、議事はすべて終了いたしました。

議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは佐藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を事務局へお返しいたします。

(事務局)

以上をもちまして、第5回新潟地方最低賃金審議会を閉会します。お疲れさまでした。